

ご存知ですか？常陸大宮市木造住宅建設助成制度

この制度は常陸大宮市の「林業の振興」と「地域産業の育成」のため、市産材（常陸大宮市内において生産された木材）を使用した住宅建築を推進することを目的に交付される助成制度です。

- 交付要件
 - ①市内に自ら居住するための住宅を建設し、工事完了後速やかに入居できる方
 - ②市内の建設業者において施工する住宅であること
 - ③市町村税を滞納していない方
 - ④市産材を、5㎡以上使用する新築の住宅（日常の生活機能が整備されてること）であること
- 申請方法 必ず工事着手日の前日までにすること
- 助成金額 1㎡あたり40,000円（上限は一戸あたり60万円）
※ただし平成31年3月31日までに建物が完了し、入居できること

申請・問 **本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線208**

平成30年度常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金制度について

本市では、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって、個人住宅のリフォーム工事を行う市民に対する補助制度を昨年度に引き続き実施しています。

- リフォーム工事の定義
リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等（火災、風水害震災、その他の自然災害による場合を除く）
※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。
- 補助対象住宅
 - ・市民が市内に所有する個人住宅
 - ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分
- 補助対象工事（次のすべてに該当）
 - ・着工前のリフォーム工事
 - ・消費税を除いた工事費が20万円以上
 - ・市内に住所及び事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人が行う工事
 - ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了し、かつ、実績報告書が提出することができる工事
- 補助額
 - ・20万円以上100万円未満の工事・・・10%以内の額（1,000円未満切り捨て）
 - ・100万円以上の工事・・・10万円以内
- 補助対象者（次のすべてに該当）
 - ・市内に住所を有する方
 - ・補助対象住宅に3年以上居住していること
 - ・補助対象住宅の所有者であること
 - ・市税等を滞納していないこと
 - ・過去にこの補助を受けていないこと
 - ・過去に市で実施している他の同様の補助を受けていないこと
- 申請手続
補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え申請者または代理人が本庁商工観光課へ提出してください。
※申請は必ず着工前に行ってください（着工後の申請は受付できません）。
※工事終了後、補助事業が完了した日から起算して20日以内、または翌年3月末日までのいずれか早い日までに、添付書類を添えて実績報告書を提出してください。

問 **本庁 商工観光課商工労働G ☎52-1111 内線275**

防災ガイドブック・防災マップに関する住民説明会の開催について

新たに作成した防災ガイドブック・防災マップを4月下旬に全戸に配布することから、住民説明会を実施し、各種災害の対策や基本的事項等について説明して、住民の皆さんの防災意識を高めるものです。また、久慈川、那珂川の浸水想定区域の見直しに伴い、出水期前に洪水ハザード等について説明し、注意を喚起するものです。

○住民説明会日程

日	時	場 所
5月17日(木)	18:30～19:30	文化センター（小ホール）
5月22日(火)	18:30～19:30	山方公民館（大会議室）
5月24日(木)	18:30～19:30	美和工芸ふれあいセンター（大会議室）
5月26日(土)	10:00～11:00	文化センター（小ホール）
5月29日(火)	18:30～19:30	緒川総合センター（会議室）
5月31日(木)	18:30～19:30	御前山市民センター（大集会場）

※住民説明会に参加される際は、4月下旬に配布する、『防災ガイドブック・防災マップ』をご持参ください。

問 **本庁 安全まちづくり推進課安全まちづくり推進G ☎52-1111 内線119**